

第21回  
公共サービス改革小委員会  
議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第21回 公共サービス改革小委員会議事次第

日 時：令和3年3月19日（金）14:25～16:13

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリング

○京都迎賓館庭園保全管理業務（内閣府）

○電子認証システムに係る運用・保守業務（法務省）

<出席者>

（委員）

浅羽主査、稲生副主査、井熊副主査、石上副主査、尾花副主査、関野副主査、  
古笛副主査、中川副主査、

加藤専門委員、川澤専門委員、工藤専門委員、宮崎専門委員、大山専門委員、  
小尾専門委員

（内閣府）

日下館長、松本所長、鈴木庶務課設備係長

（法務省）

堂菌官房審議官、篠原課長

（事務局）

渡部事務局長、小原参事官、飯村企画官

○事務局 ただいまから、第21回公共サービス改革小委員会を開催いたします。

本日は「公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング」として、2件の審議を行います。

初めに、内閣府所管「京都迎賓館庭園保全管理業務」について、内閣府迎賓館日下迎賓館長より御説明をお願いいたします。

なお、説明は15分間をめどにお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

○日下館長 ただいま御紹介いただきました、内閣府の迎賓館長の日下と申します。私から、京都迎賓館の庭園保全管理業務について御説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、資料1-1の「庭園保全管理体制について」という紙を御覧いただきたいのですが、けれども、現在、公益財団法人京都市都市緑化協会と、会計法第29条の3第4項、契約の性質または目的が競争性を許さない場合に基づいて随意契約を行っているところでございます。

この緑化協会は、平成7年3月に京都市の出資により設立された公益法人でありまして、京都市の造園業者80社が協力することによりまして、公共性の高い事業を行っているところでございます。

前回の議論から1点補足させていただきますと、当館は現役の迎賓施設でありまして、外交上、非公開のエリアなど、一定のセキュリティを保つ必要があります。庭の手入れ作業は非公開エリアでの作業も結構ありますので、競争入札を行うことによって、不特定多数の業者が参入してセキュリティの確保ができなくなることを考慮する必要があると考えております。

特に、我が国に来られる賓客は、そうしたセキュリティに非常に敏感でありまして、こういったセキュリティエリアに不特定多数の業者が入ってくることになると、例えば、セキュリティに敏感なアメリカなどの国は利用しなくなる可能性が高く、そうなれば、大きな国損となってしまう点にも留意する必要があると考えております。

庭園保全管理体制についてですが、緑化協会及び4業者が庭園を手入れするに当たって、まず、第三者的位置づけとして2つの会議を設置しております。

1つは、左側にあります、庭園会議でありまして、これは庭園の保全育成、それから、庭園全体の景観の在り方等の大きな方向性について御議論いただくために、設計者、監修者、棟梁を含む作庭者、京都迎賓館、緑化協会が参加して運営しているということであり

ます。また、そのときに合わせて、作庭者が現場指導も行っているということでございます。

右側の「京都迎賓館の保全等における伝統的技能活用検討会議」につきましては、前回のヒアリングの場での議論を踏まえて設置されたものであります。庭園だけではなく、京都迎賓館の保全等に当たって、建設時において我が国の伝統的技能が活用されている全体について、当館の長期的、文化的な価値の維持発展並びに品質及び公正性を確保するための議論をしていただいているということでございます。

この検討会議の座長は今井座長でありますけれども、当会議においても、庭園会議の情報を共有する必要があると指摘がありましたので、第2回の検討会議から庭園会議の議論内容を報告しているところでございます。

日本の伝統的な庭園は、前回は御説明申し上げたところでありますけれども、作ったら完成ということではなくて、作庭後も手入れをしていく中で、作庭の意図を継承していく必要があります。伝統的技能活用検討会議でも意見がありましたけれども、京都の伝統的な庭園を守ってきた基本は、作った人が管理するというところであります。

なお、京都の他の造園業者へのヒアリングもいたしましたけれども、いずれも管理する庭園では、自社が作庭した庭園であり、他社が作庭した庭を引き継ぐことは、作庭者の廃業や所有者の変更以外にはないということでありました。これについては、若干所長から補足させていただきます。

○松本所長 迎賓館京都事務所の松本と申します。よろしくお願ひいたします。

では、資料のA-5「4業者以外の業者からのヒアリング（概要）」について御説明させていただきます。

今、日下館長が申しましたが、上段に「管理している庭園の作庭は自社か」という設問がございます。

中段以降、仮に「京都迎賓館の庭園管理業務を担う場合、困難な点や参入障壁となる点は」ということを伺いましたところ、作庭意図を分かっているところが守らなければいけない。おかしな手入れを行うと、見られる状態になるまで5、6年はかかるなど、やはり作った人が一番よく知っているのも、よそから口を出すことは考えていないなどの意見がございました。

それと、「価格競争入札で作庭者の意図を酌んだ庭園の管理ができると思うか」ということを伺いましたところ、庭の手入れをする人を変えるのはよくない。駄目になる。また、

価格が下がっても、庭の価値が下がっては元も子もない。1度切った枝は元に戻せない。一般競争を実施してからむちゃくちゃになっている京都御苑のようにはしてほしくない。現役でやっている管理にまで爪を伸ばすことはない。作庭者の意図が分かる人が管理するという京都の庭園の管理文化があるなどの意見がございました。

以上です。

○日下館長 引き続きまして、庭園保全管理体制に戻らせていただきます。

4業者は、こういった公的事業を受けるには、書類作成等の事務処理能力が不足しております。当館が開館した後に、作庭時の事業者が協力している緑化協会で全体を受けることができるのではないかと意見が有識者、あるいは作庭4業者、業界団体から出たところでございます。

この協会には、庭園の技術者、樹木や水生生物を専門とする学識経験者や専門的知識を有する者が役員、あるいは職員として所属しております。広範な知識を有しておりますので、水生植物やホタルなどの生物がともに豊かな環境をつくることで長く庭園の美観を保つという作庭の意図を実現するための手法について、適切に相談できる組織でもあるということでございます。

さらに、同協会には、京都の造園業者80社が協力していることから、台風などの緊急時においては、4業者以外の業者、業界団体と連携を取りながら迅速な対応が取れるというメリットもございます。

今、このような体制でやっているということでございます。

引き続きまして、「前回ヒアリングでの指摘事項を踏まえた対応」というところで、次の資料を御覧いただきたいのですけれども、1枚おめくりいただいて、これが前回のヒアリングを踏まえて設置した伝統的技術活用検討会議において、2回御議論いただいた内容であります。庭園は、やはり作った人が管理するのが基本であるということと、今、所長からもありましたけれども、被害が生じた場合に、その復旧に膨大な時間と費用がかかるということがございます。

それから、緑化協会に代わるような作庭者の意図を引き継いで庭園の管理ができる特別の団体もないということから、緑化協会との随契という仕組みを維持することが必要という方向で一致しているところでございます。

京都迎賓館としては、検討会議での議論も踏まえて、庭園の保全管理を維持していくためには、もっともふさわしい契約方法と考えまして、引き続き、緑化協会と契約を行って

いるところでございます。

ただ、この場での前回の御指摘、及び緑化協会との間でより緊張感を持った関係性を構築するために、検討会議での議論を踏まえて、令和元年度、それから、令和3年度の庭園管理業務の仕様書を改定しております。

特に第2回の検討会議におきまして、庭園会議の事務局を緑化協会が行っておりますけれども、これを見直して、京都迎賓館が直轄で運営することになれば、第三者性が高まるだけでなく、緊張感のある関係構築に役立つという意見を頂きました。令和3年度の仕様書では、庭園管理を京都迎賓館に移管したということでございます。

これによりまして、職人の確保、あるいは伝統技能の継承といった点も含めたテーマ設定、議論の進め方については、京都迎賓館で基本的にグリップいたしまして、緑化協会には技術的な側面で支援してもらおうという形に抜本的に改めたところがございます。

また、発注者が直接作業、4業者と意見交換できるようにいたしまして、例えば、緑化協会の監理についての評価を確認することができるようになりました。

また、日々の作業の提案等を直接聞いて、改善点があれば随時改善していくことができるようにもいたしました。

さらに、緑化協会に検討会議への出席を求めて、委員との意見交換ができるようにもしております。

検討会議の場では、今後の作業者の技術の継承や育成等について議論していただくことにしております。実は、今月の5日、あるいは8日で行うこととしていたのですが、緊急事態宣言が発令したことで、若干延期になっております。

ただ、こういった作業者の確保は、4業者に限らず、作庭者は高齢になってきておりますし、我々としても非常に心配しているところでもありますので、令和元年度の仕様書に作業者の選定という項目を追記して、4業者以外の造園業者でも参入することが可能となるような仕組みとしたところでもあります。この職人の技術の伝承についても、緑化協会などと協力しながら、人材育成を進めていきたいと考えているところがございます。

最後に、まとめとしまして、庭園管理は、担い手を急に替えることは大きなリスクでありまして、一旦不備が生じた場合に、その復旧に多くの時間と経費を要することになります。

庭園保全管理は、ある一定の仕様書があれば、ほかの人も入っていけるという、そんな簡単なものとは違うという意見も強くありまして、庭園の保全管理について、あらかじめ

仕様書等に詳細に明記することは、京都迎賓館の体制では困難であり、また、セキュリティの問題もあることから、現状の緑化協会との随意契約という仕組みを維持することが妥当であると考えております。

今後も、引き続き、庭園保全管理の在り方、作業者の確保、公正さ、透明性について、検討会議、及び庭園会議で御議論いただくことによりまして、緑化協会、4業者と適度な緊張関係を維持しながら、当面、現在の契約方式により、適切な庭園保全管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました内容について、御質問、御意見のある委員は、挙手の上、御発言願います。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花副主査 御説明いただきありがとうございます。何点か聞かせてください。

まず、京都における造園業者のマーケットの状況をお知らせいただいたと思います。

80社のうち、この4社を選択した理由をお知らせください。

ヒアリングした4社をなぜ選択したかを教えてください。私どもは、この4社の意見をもってして、京都における造園業者のマーケットの傾向として理解してよいものかどうかについて伺いたいので、選択に隔たりがないか、何か特異な性質がないかを伺いたい次第です。

○松本所長 質問ありがとうございます。

まず、我々も、京都の造園業者で現行の業者である4業者以外にどのような庭園業者があるかというのは、名前は分かるのですが、コンタクトがありませんので、結局、有識者の尾崎先生に御相談しまして、そこで、小さいところや中規模、大規模をピックアップして教えていただいて、ヒアリングした次第でございます。

先ほど、80社と申しましたが、京都の造園業者は80ではなく、もっといると思うのですが、緑化協会に協力している造園業者は80社ですが、ここでヒアリングを行った造園業者が緑化協会に協力している会社かどうかは、私どもでは分かりません。

以上でございます。

○尾花副主査 ありがとうございます。

それから、競争入札になじまない理由として、セキュリティの問題があると御指摘されています。赤坂迎賓館の改修工事では、一般競争入札で改修工事自体を行っております。

赤坂迎賓館のセキュリティの確保の必要性もあると思いますが、競争入札で改修ができるということに比較して、なぜこちらはセキュリティの観点から内部ではなくて、庭の入札もできないのか教えてください。

○日下館長 赤坂の改修工事といいますのは、私どもはどれを指しておっしゃっておられるのか分かりませんが、一般公開しております、公開エリアについては、当然一般競争入札でやらせていただいておりますが、非公開エリアがあります。やはり国賓、公賓が泊まれる場所については、秘密随契でやっております。

特に私の経験から言って、一昨年、ウズベキスタンが来たときに、そちらのセキュリティの責任者が、一般公開しているということで、国公賓が泊まるところは公開しているのかということに非常に心配されておられました。私は、「そこはありません」と。改修というか、清掃や改修といったことについても、ここは全部秘密随契でクロードでやっておりますということで相手国は納得して泊まれたという経過がございます。

実は、公開エリアと非公開エリア、赤坂迎賓館の本館はきっちり分けられております。ただ、京都迎賓館の一番弱いところは、国公賓が泊まれる場所まで庭がありまして、まさに「庭屋一如」でありますので、そこは、やはりセキュリティには非常に気をつけなければいけないなど、私は赤坂以上に思っているところでございます。

もし庭園の手入れをするのに不特定多数の業者が入っているということになれば、例えば、アメリカ、あるいは先ほど申し上げましたウズベキスタンも泊まらなくなるという可能性も十分ございますので、そういったところは気をつけていかないといけないなど思っているところでございます。

○尾花副主査 ありがとうございます。

すみません。私ばかりで申し訳ないのですが、最後に1点。今回、庭園会議を京都迎賓館の第三者的な立場に持ってくるとおっしゃっていたのですが、その際、作庭者である佐野藤右衛門氏は第三者的な立場になるのでしょうか。

なぜならば、従前は、京都迎賓館の下に緑化協会があって、その下に佐野藤右衛門氏がおられ、その指導の下で4業者が作業するから、仕様書は書き込まなくてもいいという発想だったと思います。今回も、一般競争入札のためにそんなに仕様書を細かく書くことができません。だから、入札にはできませんということであるとすれば、佐野氏は、第三者ではなくて、京都迎賓館の発注者を支援する発注者支援業務を担う方であるべきではないかと感じます。



さらに気になるのは、この作庭者という方は、どういう形で報酬を頂いているのでしょうか。つまり、第三者的に庭園会議をされるという意味合いで、私としては、どちらかという京都迎賓館の発注者を支援する発注者の一部になるべきだなと感じました。そうなった場合に、作庭者の方たちは、現状、第三者委員会という立場でなされるということですが、どういった形で業務についての報酬をもらうのでしょうか。

この2点を教えてください。

○松本所長 御質問ありがとうございます。

まず、佐野藤右衛門氏は作庭者の1人ではございますが、作庭者は資料1-1の2ページにあります、建築の設計と庭園の設計者、それと、監修者と棟梁の佐野藤右衛門氏、この4名が作庭者ということで、前回の説明のときは佐野藤右衛門という形で言われていたのですが、第2回目の検討会議で指摘がございまして、作庭に携わった方はみんな作庭者なのだとということで、今回、少し変えさせていただいています。

庭園会議の経費ということによろしいですか。

○尾花副主査 はい。結構です。

それと、庭園会議の在り方が第三者という言い方をされていますけれども、どちらかという第三者ではなくて、先ほど、御担当の方がおっしゃっていましたが、まさに迎賓館のアドバイザー、迎賓館に独自の職員がいないことを補う方々なのではないかという気がいたします。通常、そういった場合、発注者支援業務という形で、一旦、発注者を助ける業務として、こういう作庭者の方にお金を出して仕事をしていただき、アドバイザーとして、仕事として緑化協会を指導するという形を取っている例もあるので、そういう形を取らないで、今後、どういうふうに運営されていくのかなということを伺いたかった次第です。

その観点から、こういう作庭者の方たちの業務に対して、どのような形で報酬を払われているのかということが知りたかったです。

以上です。

○鈴木庶務課設備係長

今まで、緑化協会の下に庭園会議がありましたので、緑化協会から謝金については支払をされていました。そうすると、緑化協会が管理する庭園の在り方について指導するのに、指導先から謝金をもらうといういびつな関係になっていましたので、京都迎賓館から日当というか謝金をお支払いして、今後、緑化協会が管理している在り方について指導しても

らうという形に改めるということで、京都迎賓館が事務局をすると変更しております。

以上です。

○尾花副主査 ありがとうございます。

以上です。

○事務局 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。

今の報酬の話なのですけれども、そうしますと、京都市都市緑化協会から4業者に対して作業に見合った報酬が支払われていると思うのですが、その作業に関わる報酬というのは、棟梁である佐野氏には支払われていないということですか。いわゆる会議の謝金だけしか支払われていないという理解でよろしいですか。

○松本所長 質問ありがとうございます。

そうです。庭園会議における指導という立場で謝金を払っておりますので、通常の庭園の手入れなどの作業について、佐野藤右衛門氏にお金が流れるということはありません。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、作庭者が第三者的な、いわゆる内閣府を支援するような立場に立ちながら、実際に作業される事業者の方をどう育成していくかということが重要だと思うのですが、これまで業務を実施していくに当たって、この4業者の方がかなり固定的な事業者になっていると思うのですが、4業者以外に実際に受注をしたり、広がりというのはあるのでしょうか。やはり後継を育てているのか、もしくは後継が育っている状況について、内閣府としてどのように把握されていらっしゃるのでしょうか。

○松本所長 質問ありがとうございます。

現在、実態としましては、4業者以外に対する継承、育成は行っていないというか、行われておりません。

ただ、今後は、先ほども館長から説明がありましたが、検討会議と緑化協会との意見交換の場におきましてどんどん議論していただいて、こういうことができるのではないかと、というアドバイスを検討会議の委員の方から頂いて、行っていかうかと考えております。

以上です。

○川澤専門委員 分かりました。

その意味では、内閣府としてでき得る活動として、第三者的な委員会で検討していただ

くということも、もちろん1つあると思うのですが、そのときに検討会議の議事の内容や、議事録、議事要旨のようなものは公表されていらっしゃるのでしょうか。例えば、そういった議論の透明性を確保するという意味でも、そういった内容については公表すべきではないかなと思いますし、あらかじめ仕様書に明記することが難しくても、実績をきちんとオープンにして、いわゆるほかの市町でもやっていますけれども、随意契約であっても公募型随意契約といいますか、希望者がいないかを通年を通して募集するような形の随意契約にすることなど、いろいろと工夫があり得ると思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○松本所長 御質問ありがとうございます。

現在は、検討会議での議事録は公開しておりませんが、公開することは可能ですので、行っていきたいと思います。

また、先ほど、仕様書に書けないということがあったのですが、結局、仕様書にこういうことをやってくださいということが、庭園の手入れの仕方、剪定の仕方の形、例えば、生け花ですと何とか流などとあると思うんですが、そういうものが実際、言葉として書けないということが、仕様書に書き込めないということでございます。少し補足させていただきました。

以上です。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

そのときに、恐らく発注者として、確定検査ではないですけども、実績を踏まえて支払が行われると思いますので、いわゆる計画に基づいてどの程度作業を行ったかという実績については、きちんと把握されていらっしゃると思うのです。その意味で、仕様書に、今年度はどういう方針でやるかということ具体的を示すことが難しくても、過年度の実績についてはきちんと定性定量的に示すことができるのではないかと思います。ですので、きちんと実績を示して、例えば、こういった業務について参加支援者がいないかということ公募することもできると思うのですが、そういったことも難しいのでしょうか。

○鈴木庶務課設備係長

実績については、何本手を入れたとか、いつやったというのは、毎月担当者会議を開いていまして、そこで計画と先月分の実績を確認しているのですけれども、実績は庭園の専門的な知識がなくても確認できるのですが、見栄え、手を入れた状態が作庭者の意図に沿ったものかというところの確認が難しく、それを仕様書に書くのが難しいというところ

です。数字は分かるのですけれども、それが作庭者の意図に沿った庭園の景観を作っているかという判断が仕様書に書けないというところです。

以上です。

○川澤専門委員 すみません。最後にしますけれども、そうすると、内閣府として支払をする際に、それが作庭者の意図に沿っていたかどうかということは、どういうふうに判断されて支払っていらっしゃるのですか。ある意味、それは緑化協会で判断されて、内閣府としては、それに準ずるといっている形になっているのでしょうか。

○松本所長 緑化協会ではございません。そこは、庭園会議で現場指導という形で全体を見て、ちゃんと行われているかどうかということを確認しております。

以上です。

○日下館長 若干補足させていただきますと、今申し上げましたように、手入れをするときに作庭者の意図がしっかり表現されていないと困るものですから、今4業者に限定してお願いしているということでもあります。確かに、先生がおっしゃるように、将来的にはきちんと作庭者の意図を酌んで手入れができるような業者が育ってくれば、そこは公募なりの形を取ることは、将来的には可能なのかもしれませんが、今の時点ではなかなか難しい。ですから、そういったところも含めて、今後、伝統的技術活用検討会議といった場で議論していきたいというのが私たちの考えでございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。取りあえず、私からは大丈夫です。ありがとうございます。

○事務局 浅羽主査、よろしく申し上げます。

○浅羽主査 御説明いただきありがとうございます。

庭園会議の位置づけについて、意見と御質問ですが、この庭園会議の構成を見ますと、第三者的機関というよりは、当事者の集まりではないのかなと思います。

なぜならば、発注者がいて、作庭者がいて、受注者がいる。まさに当事者が集まっている会議であって、これを第三者というのは、なかなか厳しいなという気が致しております。

せめて、ここに何かもう少し第三者的な立場の人がいれば、関係者がいてはいけないと言うつもりは全くございませんので、そこはある程度分かるのですが、受注者が入っているというのは、正直申しまして違和感がございます。

あと、先ほどの庭園の出来を考えるとという点で、発注者がいるのは当然。作庭者が「いいですね」、「うまく行っていますね」と。ここまでも分かるんですが、受注者も入ってい

る会議でよしとするというのは、これはどういうものなのかなと思います。

それと、この庭園会議と伝統的技能活用検討会議の関係性についてもいま一つ分からないところがございます。と申しますのも、庭園会議の中の作庭者の監修者が尼崎先生で、伝統的技能活用検討会議の委員でもいらっしゃる。尼崎先生の御経歴等をいろいろ拝見させていただいたのですが、物すごい人だということは重々承知した上での意見です。とてもすごい人だ、すばらしい人だということは分かった上ですが、これは、公平性や透明性という点において、恐らく何の問題もないとは思うのですが、その辺りは、同じ人が両方入っていますが、何の問題もないというところをどうやって担保、あるいは説明しているのかなというところが疑問になったところです。

この点は、先ほど、尾花委員から質問があった佐野藤右衛門氏が棟梁で、ほぼ全部をやっているという説明の下で理解していた人間からすると、どうということもなかったのですが、いや、そうではないのだ。作庭者ということで、建築と庭園とを分けるのであれば4者でしょうか。4者が並ぶということであると、果たしてどうなのかなとも思いました。

すみません。意見と若干の質問でございます。

○日下館長 この会議の構成でありますけれども、確かに先生がおっしゃるように、庭園会議で何かを決めているということであれば、発注者、受注者が入っているのはまずいということなのかもしれませんが、我々の意図としては、まさに作庭の意図がきちんと庭園管理に反映されているかどうか。そこを担保したいがために置いているものでありますので、実は、この庭園会議の実態は作庭者の部分にあるわけです。設計者、監修者、棟梁。ですから、発注者と受注者は、別に意思決定に参加しているわけではなくて、まさに我々はそれを聞いて、それに従うオブザーバーのような立場である。発注者である我々としては予算制約などもありますので、若干違う面もありますけれども、そこはそういう側面があるということ、1点御理解いただきたいと思います。

それから、伝統的技能活用検討会議に尼崎先生が入っているというのは、この活用技能検討会議を作ったときに、これは尼崎先生、庭園だけではなくて、いろいろな伝統技能を議論していただくということで作ったものですから、例えば、次回、庭園ではなくて、ほかの伝統技能をやるのだということであれば、尼崎先生の代わりに別の伝統技能の代表者に入ってきていただいてもいいのかなと。要するに、プロがいないと、我々ではとても説明し切れないものですから、やはりそこはよく知っていられる方に1人いていただいたほうがいいのかというのが、我々の考えでございます。

○浅羽主査 どうもありがとうございます。

○事務局 ほかに御質問。

稲生委員、よろしくお願いいたします。

○稲生副主査 御丁寧に御説明ありがとうございました。

伝統を守っていくということ、それから、セキュリティの問題もあるということで、大変困難な業務にいつも就いておられるということで、御苦勞も多いのだろうなと考えております。

それで、1点質問がございまして、京都市内の業者が、実は母数としてはもう少し多いという話がありました。例えば、100社、200社あって、一方で緑化協会に協力なさっている業者が80業者あるというお話がありました。それで、この中でえりすぐられた方で、今回の作庭の管理に携わっておられるところが4業者あるという、ある種の関係性があるという中で、4業者以外の80に及ぶ業者が緑化協会との関係性があるとすると、この80業者と、今請け負っておられる4業者が、職人と呼ばれている方たちでしょうか、作業なさっている方が簡単に会社員のように出向するというわけにはいかないとは思いますが、人事交流等を通じて、今後、関係性が広がっていったときに、4業者以外の方が作庭者でいらっしゃる棟梁の佐野氏、ほかの意向を酌むといった技能がだんだん高まっていくようなことも考えられるのです。そういう形で市内の他の業者と4つの業者との間での交流を深めるような議論が、庭園会議、あるいは伝統的技術活用検討会議の中で行われているかという点についてはいかがでしょうか。

私からは1点の質問だけでございます。よろしくお願いいたします。

○松本所長 御質問ありがとうございます。

今、先生が言われた、実態としましてはそういう議論はされておりませんが、そういうこともできるというか、そういうことも考えられる、検討していけるものかなと考えられます。今後、参考にして、第3回以降で議論していただければと考えております。

以上です。

○稲生副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

なかなか専門性の高い業務ということで、いろいろな技術の承継や、作庭者の意図などがあって、随意契約にされているという御説明を頂いたと思います。

他方で、内閣府の職員の中には、そういったところの管理ができる専門性ある職員もいらっしゃるということですが、資料A-4を見ますと、内容的に技術的な専門性があるのは分かるのですが、金額の発注額の妥当性というところはどうやって確認されているのかということで、随意契約であっても、その場であったり、ほかの造園業者の一般的な製品だったり、何かしら予算立てする際にチェックが行われてしかるべきかなと思っています。価格面に関しては、一定の形成も必要かと思うのですが、どうやって決定されているのかということと、資料A-4をよく見ますと、契約金額のほかに作業による出来高払いがあるということで、これ以外にお支払いがあるようですが、概算で結構なのですけれども、出来高払いというのは幾らぐらい毎年発生するものでしょうか。この2点教えていただければと思います。

○鈴木庶務課設備係長 御質問ありがとうございます。

積算については、具体的には剪定や施肥等の作業に必要な直接的な費用については、労務費は公共工事設計労務単価、材料費は刊行物を用いて算出しています。

また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の間接的に必要となる経費については、国土省の土木工事積算基準の公園工事を用いて算出しております。

それ以外に、部分的に単価がないものについては、他社から見積りを徴収しまして、それを参考に算出していますので、妥当性は確保されていると考えております。

以上です。

○宮崎専門委員 もう一回言いますが、出来高払いというのは、大体概算で幾らぐらいになるのですか。

○鈴木庶務課設備係長 概算払いは、単価契約しているものでして、毎年決まった剪定ではなくて、接遇と一般公開の日数の変更による一般公開エリアの清掃の頻度の変更等、数量が変わるものについては概算払いをしておりまして、約1,000万円ちょっとでございます。ただ、それは出来高払いになっていますので、最終的にこの金額になるかどうかは、発注時には分かっておりません。

以上です。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございました。

一般的な公共工事や、通常使われている積算基準で計算した予算の範囲内に収まった額であることを確認されているということで理解いたしました。ありがとうございます。

○事務局 ほかに御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

井熊委員、お願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

資料A-5の御説明で、京都御所が競争入札をやることによって庭園の質が下がったという御指摘がございました。京都の仙洞御所では、指名競争入札を実施することによって庭を管理しているということですが、ここの状態はどういうふうにお考えですか。やはりめっちゃめっちゃになっているとお考えですか。

○松本所長 御質問ありがとうございます。

仙洞御所などは、指名競争できちんと管理されております。先ほど私が言ったのは京都御苑になります。要は、京都御苑という国民公園がございまして、その中に京都御所と仙洞御所と京都迎賓館が入っております。京都御苑につきましては、環境省が所管してございまして、環境省で一般競争入札を行っております。

私も何がめっちゃくちゃになっているかというのは分かりません。専門的な者ではないですが、先生方に言わせると、京都御苑のウバメガシを伝統的な刈り方からぐちゃぐちゃになったと伺っております。

また、平成30年に台風21号が京都市内を縦断しましたときには、京都御苑内の木が200本以上倒木した。京都迎賓館に被害はなかったのですが、京都御苑の木が築地塀という塀に倒れまして、塀が壊れたという被害がございました。そんな感じで、手入れを怠ると風通しなどいろいろな影響で木が倒れるという先生方の話を伺ったことはございます。

以上でございます。

○井熊副主査 ということは、管理の仕方の問題であって、入札という制度そのものの問題ではないということですね。

○日下館長 これも繰り返しになって恐縮ですけれども、やはり京都迎賓館というのは庭屋一如ということで、庭園だけのところとは少し違ったところがありまして、建物に対して庭園の比重が物すごく大きいところがあります。ですから、作庭者の意図をしっかり受け継いで、そこは守っていく必要があると思っております。それで、4業者しかできないという今の体制になっていると私は理解しております。

○井熊副主査 では、仙洞御所は作庭者の意図を無視しているのですか。そういうことはないわけですね。

○鈴木庶務課設備係長 仙洞御所については、宮内庁に専門の職員がいらっしゃいますの



で、作庭の意図を職員さんが直接伝えて、また、指名競争されていますので、一定の技量を持った方の中から選ばれていまして、維持管理がうまくできていると聞いております。

先ほどの京都御苑の話で1点補足ですけれども、管理の仕方の問題であって、入札制度の問題ではないという先生のお話ですが、庭の専門の方から聞いていますのは、一般競争になることで、今まで行われてきた管理の仕方が受け継がれなかったというところが問題のように聞いております。15年ほどは、前に管理されていた方が技術を伝えられたそうなのですけれども、やはりずっと一般競争ですので、それ以上継続できなくて、やはり剪定方法が少しおかしくなっていると聞いております。

以上です。

○井熊副主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかに御質問がある委員はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。

浅羽主査、取りまとめをお願いいたします。

○浅羽主査 いろいろと御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

本案件につきましては、平成28年度から当委員会が競争性等の改善を要請している事業でございます。平成30年3月にヒアリングを行った際に、内閣府からの御説明いたしましては、第三者委員会の設置、今後の事業の在り方、技術者の確保、発注の公正さ等を検討されるということでした。

本日は、その検討結果や、2つあると思いますが、第三者委員会からの意見、その他を御説明いただきましたところ。御説明いただいた内容、あるいは議論させていただいた内容などから、直ちに市場化テストを導入という結論を導くのは、かなり困難な案件であると改めて感じたところでございます。

ただ、一方で、たった今、議論でもございましたが、例えば、作庭の意図の継承、あるいは後継者、後継業者、人材の育成、検討会議等で今後も議論される、検討されるということを日下館長からも御説明いただいたところであります。

また、我々も人材の育成、特に作庭の意図の継承というものは、先ほどの庭園会議では皆さん御存命で、口頭で意図を「このとおり」、「ここは違う」ということが言えたところだと思います。これは、恐らく内閣府か京都迎賓館だろうと思うのですが、どこかの時点

で、何らかの形で後に継いでいけるようなことをしないといけないだろうということは、素人である私でも思うところがございます。もちろん、それが人材育成というところにつながってくるのだと思います。

コロナ禍で会議が延期されたといったこともございましたが、そうした今後の具体的な取組、さらには検討結果を、改めて事務局を通じて報告をしていただきたいと思いますと思っております。

事務局は、そうした内閣府での検討状況、取組状況を把握し、今後も適切な時期に状況報告をお願いしたいと思っております。また、会議の位置づけ等も、もう一度考えられるべきところがあるのであれば、考えていただきたいと思いますと思っております。

なお、本年の調達の結果、随意契約を継続する場合など、改めてヒアリングを実施する必要があるかなどの判断につきましては、主査である私に一任していただくという方針で、他の委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽主査 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

また、本日の議論の内容につきましては、御一任いただきましたので、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理いたしたいと思えます。

整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認しておくべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○浅羽主査 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、内閣府所管「京都迎賓館庭園保全管理業務」の審議を終了いたしたいと思えます。

内閣府の皆様におかれましては、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、内閣府迎賓館の皆様は、御退室をお願いいたします。

(内閣府退室)

(法務省入室)

○事務局 それでは、ただいまから第21回公共サービス改革小委員会、2件目の審議を行います。

法務省所管「電子認証システムに係る運用・保守業務」について、法務省の堂菌官房審議官より御説明をお願いします。

なお、説明は15分間をめぐにお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○堂菌官房審議官 法務省で民事局担当の審議官をしております、堂菌でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

官民競争入札等監理委員会の皆様方には、日頃から登記事項証明書などの交付に関する事務など、市場化テストの関係で大変お世話になっております。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。

民事局で運用管理しております電子認証システムに係る運用・保守業務につきましては、1者応札が継続している状況がございまして、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象公共サービスとすべきではないかとの御指摘を頂いているところでございます。

本日は、この点についての当省の考え方を御説明する機会を頂きましたので、電子認証制度の概要、これまでに当省が取り組んできた競争性改善の方策や経費削減策につきまして、御説明をいたします。

それでは、詳細につきましては、恐縮でございますが、民事局商事課長の篠原から御説明申し上げます。

○篠原課長 民事局商事課長の篠原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、私どものシステムの1者応札が継続している状況に関しまして、当局の取組を説明させていただく機会を得まして、ありがとうございます。資料に沿いながら、事情を説明してまいりたいと思っております。

お手元に資料2-1と題した横長の資料がございますか。まず、それをめくっていただきますと、「目次」という形で、本日の説明する流れを書いております。

まず、「電子認証制度の概要」を説明させていただいた後、第2という形で「分析のフレームワーク」で課題の再確認をさせていただいた上で、第3の「競争性改善の方策」ということで、1者応札が続いている背景を御説明させていただきます。第4の「経費削

減」というところで1者応札の改善の目的が経費削減ということでありませけれども、1者応札の改善以外の経費削減の取組について御説明申し上げます。そして、第5に「結論」という形で、今回御説明を申し上げます。

次のページでございます。まず、「商業登記に基づく電子認証制度」について御説明申し上げます。

ここに書いてございますとおり、登記所が電子認証局となつて、商業登記情報に基づきまして、従来の会社・法人の印鑑証明書であれば、登記所で会社の実印を登録して、印鑑証明を発行するという事務をやっておりますが、これを電子的に置き換えたものである商業登記電子証明書によって、本人性や、法人格の存在、代表権の存在といったものを電子的に証明しているというものでございます。

個人で言いますと、市町村で個人の実印を登録しまして、個人の印鑑証明書を出す。その印鑑証明書の電子的なものがマイナンバーカードというもので扱われております。その法人版が商業登記電子証明書に当たろうかと思つているところでございます。

この発行の手続でございますけれども、次の4ページを見ていただきますと、「電子証明書の発行及び認証の流れ」という形で簡単に矢印等で示してございます。

会社の代表者が管轄登記所に申請していただくという形です。管轄登記所につきましては、全国412か所ございますけれども、そこに申請していただいて、管轄登記所の職員が審査をし、電子証明書を発行できるかを判断した結果、全国1か所に設置してある電子認証登記所に公開鍵の登録をする。その後、申請された代表者がオンラインで電子認証登記所から電子証明書をダウンロードするという形になっております。

電子証明書を取得しました代表者の方は、契約書や各行政庁に出します申請書類を電子文書で作りまして、取得した電子証明書を付して、それを送る。それを受け取った契約相手や行政庁につきましては、その電子証明書が本当にその人に属するものかを電子認証登記所に問い合わせ、その真偽を確認する。このような流れを担っている制度でございます。

次のページに参りまして、電子認証制度のメリットという形で3つほど書いてございます。業務のスピードアップ、コスト削減、あるいはセキュリティの向上です。近時、昨年来のコロナ禍によりまして、書面、押印、対面の手続の見直しということで、電子的なものに置き換えていこうという動きが非常に強まっております。そういった中で、商業登記電子証明書も非常に利用されているという状況でございます。

ちなみに、令和元年の証明書の発行件数が17万5,623件、令和2年、去年ですけれども、コロナ禍が始まった年は25万2,207件で、約43%増という形で、近時、非常に利用件数が伸びているという状況でございます。

次のページに参りまして、商業登記電子証明書の用途でございます。民間で使われる契約についてはもちろんでございますけれども、行政庁に対する申請についても、ここに掲げたような手続について、商業登記電子証明書が使われているということを示しているものでございます。

商業登記電子証明書の概要につきましては以上でございます。次、第2に「分析のフレームワーク」という形で書かせていただきました。本日の課題の再確認ということで、電子認証システムに係る運用・保守業務が、今回、公サ法に基づく市場化テストの選定の候補になった理由といたしましては、1者応札が継続しているためと認識しているところでございます。

1者応札の問題点として私どもが捉えておりますのが、競争性が確保されない結果、経費の高騰につながっているのではなかろうかという問題意識の下、以降の資料でその辺の背景や対策について述べているというところでございます。

次のページに参りまして、第3、「競争性改善の方策」という形で、「本件保守運用業務に求められるもの」とタイトルを掲げております。

本件調達で特に求められている要素が、参入がない背景と考えております。その背景の1つ、特有の要素といたしまして、高稼働率の確保といったものが1つございます。システムにほとんど依存している制度でございます。システムが止まってしまいますと、制度の運用が止まってしまうということで、非常に大きい影響が生じてしまう。商業登記電子証明書の特徴といたしまして、会社の代表者を証明するという形で、特に民間の重要な契約や、行政庁に対する申請といったもので、本人確認が求められるものについて、この証明書が使われていると認識しております。そういったものが、このシステムが止まることによってストップしてしまうことはぜひ避けなければならないということで、高稼働率を求めている。

仕様書上、③の可用性のところでございますけれども、稼働率99.9%という水準を求めている。そのために、機器や保守など、極めて高レベルの対応を業者に対して求めるを得ないという実情がございます。

次のページに参りまして、特質の2点目といたしまして、セキュリティの確保が非常に

高いレベルで求められているというものがございます。このシステムは、政府認証基盤と接続していることから、政府認証基盤に準じた高いセキュリティが求められているということでございます。

そのセキュリティの具体策といたしまして、次のページに書いてあります、物理的なもの、手続的なもの、それぞれ高い水準を確保する必要があるというところがございます。風水害、自然災害等に対応せざるを得ないということ、あるいは、より慎重な手続をしなければならないというセキュリティの確保が求められているところがございます。

次のページに参りまして、「具体的な競争性の改善策の例」でございます。このような特徴を持っておりますので、なかなか参入が容易でないという事情がございます。その中であって、どのような取組、要件を緩和して参入を促してきたかというところをこのページでまとめてございます。

1つといたしまして、参加資格の緩和ということで、①といたしまして、競争参加者の資格の緩和というところで、「AまたはB」に緩和している。

②といたしまして、応札者の条件の緩和というところで、社会基盤システムの運用保守の実績やハウジング方式での作業実績を求めるという記述を削除しております。

③といたしまして、企画提案書の評価基準について、基礎点の割合を高く設定するという見直しをしております。

1点、業務分割の検討という形で四角囲いにさせていただいております。既に業務分割といたしましては、開発や機器賃貸借につきましては、分割して別業務として調達しておりますので、一定程度、考えられる分割をしているところがございます。

それに加えて、運用と保守を分けるかということも1つの論点としてあろうかと思っておりますけれども、運用・保守を一体となってやっていくことが非常に効率的であり、それによって契約金額が抑えられるだろうということもございまして、なかなか運用と保守を分けるのは難しいのではなかろうかという認識を持っております。

次のページに参りまして、1者応札が継続している状況について、契約当事者以外の業者にヒアリングをしましたところ、こういう見解を示されております。

「仕様書自体は、現行業者以外の参入を困難にさせるものではない」としつつも、なかなか受注するメリットと失注したときのリスクを考えると踏み出せない。入札に参加するにも、いろいろなコストを要して、そのコストが賄い切れるほどの利益が見込めないという見解を示されまして、なかなか入札に手を挙げていただけないということがヒアリング

の際に結果として出ているところでございます。

次のページに参りまして、第4ということで「経費の削減」。1者応札の結果として、経費が高止まりしているのではなかろうかという懸念に対しましては、我々も相当強くそれを持っておりまして、1者応札の改善以外の手段でどのような経費が削減できるのかということに今まで取り組んできたところでございます。

業者の言い分、利益を乗せてくれれば参加しますという形になってしまいますと、目的と手段が整合しないという形になってこようかと思えます。1者応札とするために契約金額を上げるのかという話になってしまいますと、ここに書かせていただきましたとおり、本末転倒ではなかろうかなという認識でおります。そこで経費削減の方策といたしまして、仕様書の合理化をこれまで進めてまいりました。

次のページに移らせていただきます。合理化の例といたしまして、実施事業者へのヒアリングによる経費削減という形で、スペースの縮小や工数の見直し、あるいは提案書、仕様書のCIO補佐官によるチェックを実施してきております。

その結果といたしまして、次のページを見ていただきますと、年間保守運用経費の推移というところで、平成22年契約分と、直近の令和2年契約分を比較しますと、500万円ほど削減できているということで、一定の効果は出ているのではなかろうかという評価をしているところでございます。

最後、第5で、駆け足で申し訳ございませんけれども、「結論」という形でございます。

①といたしまして、現在の仕様書でも新規参入は可能であるという他業者の回答があること。

②としまして、システムの性質上、なかなか見直しの余地が狭まっている状況にあるということ。

③としまして、1者応札解消以外にも契約金額を削減する手段はほかにもあり得るのではなかろうかというところがございます。こういったところから、市場化テストの対象とさせていただくことについては、現時点では、当局といたしましては消極と考えているところでございます。

必ずしもこの現状がいいと思っているわけではございませんで、次回の入札の手續に際しては様々な見直しを図ってまいりたいと思っております。システムのリプレースがほぼ5年ごとに行われている状況がございます。令和2年に今回のシステムの更新を終えてお

ります。主な目的といたしましては、バックアップシステムの導入といったところでもございましたけれども、次のシステム更改に当たりましては、クラウド化といったものを視野に入れていく必要があるかと思っております。それによって、より大きな経費削減効果が見込めるのではなかろうかなど期待しているところでございます。

簡単でございますけれども、私からの説明は以上でございます。御静聴ありがとうございます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただいた内容について、御質問、御意見のある意見は御発言願います。

○大山専門委員 すみません。大山です。

○事務局 大山委員、よろしくお願いたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。

検証の件数についてお聞きしたいのですけれども、まず、検証はOCSPでおやりになっているのでしょうか。CRLではなくて、失効リストを出しているのではなくて、有効かどうかを聞かれたら回答しているのか、その都度、回答するかどうかのやり方の違いなのですけれども。

○篠原課長 はい。OCSPを使っております。

○大山専門委員 これは、日々何件ぐらいあるか分かりますか。

○篠原課長 年間ベースですと9,500万件ぐらいです。

○大山専門委員 そうですか。そうすると、マイナンバーカードについているJPKIなどに比べると、トータルで見るとまだ低いということになってしまいますかね。今もいいところ行っているかもしれませんけれども。

○篠原課長 はい。

○大山専門委員 ありがとうございます。

それから、もう一点、スライドの14ページの大きな2「具体的な合理化策の例」で、②「工数の見直し」というものがあります。この「工数の見直し」ですが、一般的に保守・運用だと、もし運用を受注した側が要求されたものに対してどれくらいの工数がかかるかというものを示してくるのではないかと思うのですが、見直したものは発注側なのでしょうか。それとも受注側なのでしょうか。確認させてください。

○篠原課長 受注側からの申出、受注側から提案があったと認識しております。

○大山専門委員 そういうことですね。ということは、受注側は一定程度の慣れや合理化



によってコストを削減できたということを言ってくれたわけですね。

○篠原課長 はい。そのように認識しております。

○大山専門委員 そうすると、これだけ経験を持っておいてほうがいいということだと、この後、厳しくなってきましたね。新規のところは、下手をするとこれよりもコストが増えてしまいますからね。

○篠原課長 既存の業務を前提といたしますと、そういうことになろうかと思えます。

○大山専門委員 実績はお取りになっているのでしょうか。

○篠原課長 ストップウォッチを持って、脇に立ってという取り方はしてはおりません。

○大山専門委員 そこまでではなくても、勤務簿を見て確認するなど、そういうことはやっているのですか。

○篠原課長 どれくらいの人員がいるかなど、そのレベルであれば、把握はしていると思います。

○大山専門委員 今回、競争性の向上のための話ですから、この話は少し違うのですが、内容的には目的に合致すると思うのでお聞きします。8.98が8.13のように、大きく言って1割ぐらい減るわけですよね。1割ぐらい減っている中で、このやり方について、発注側はそのことを記述できなかったのでしょうか。これまでこの可能性は書けなかったのですか。

○篠原課長 運用業務の細かいところ、端末操作も含めてですけれども、そこまで発注側が事業者側の作業員の行動について把握しているかといいますと、なかなかそこまで把握はしていないというのが実情でございます。

○大山専門委員 全く仮の話ですけれども、もし随契でやることになったら、ここはもっと経費を詰めることができるとお考えですか。それとも、言いなりになって上がってしまうとお考えですか。

○篠原課長 随契の場合になりますと、やはり大山専門委員がおっしゃるとおり、きちんとその辺の1つ1つの積み上げが相当か、合理的かという検証はしていくことになろうかと思えます。

○大山専門委員 すみません。そうすると、今の状況を客観的に聞くだけでは、随契の準備はできていないと聞こえてしまいますね。

○篠原課長 どれくらいの把握の仕方をすれば随契を結ぶに至る体制が整うのかというのも、総合的な話になろうかと思っております。

○大山専門委員 この場合は人件費がほとんどなので、あくまでも考え方は実績ベースが普通ですよ。

○篠原課長 そうですね。

○大山専門委員 だから、それを取っているのかなと思ったので、要するに官民競争の中でやっていく中で、この課題については、1者応札について現状を考えると、そう多くの会社が参入してくるといのは、確かに期待しかねるといのか、難しいですよ。それは私もそう思うのですが、一方、随契に行くと値が上がってしまうような体制だとすると、その十分なノウハウを持っていただくまで、そうはいかないのかなという感じがしてしまうのです。

すみません。これは、私の個人的な印象です。ありがとうございました。

○篠原課長 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○大山専門委員 よろしく願いいたします。

○事務局 ほかに御質問のある委員は御発言願います。

○小尾専門委員 すみません。小尾です。

○事務局 小尾専門委員、お願いします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。なかなか難しい案件だというのは分かります。

それで、確かに電子認証システムは、1点物のシステムだということだと思っておりますが、この運用保守自体を実際にシステムの開発と合わせて調達をする。もっと大きくなってしまいますけれども、合わせて調達するようなことは検討されてことがあるのでしょうか。

○篠原課長 御質問ありがとうございます。

これまで分けるという方向で検討をしております、合わせるという視点からの検討はしてはいないのではなかろうかなと思っております。

以上でございます。

○小尾専門委員 今回の電子認証システム自体、先ほども言ったように1点物ということになるので、例えば、システムを作った事業者と、運用・保守をやる事業者を分けて調達するという点については、ほかの人がその運用・保守に実際に手を挙げるというのは結構難しいのではないかと。システム自体、汎用のものではないわけですから、そういうことを考えると、システムそのものの調達と運用・保守の調達を一本化してしまったほうが、

規模間は非常に大きくなりますが、その分、利益も大きくなる可能性があるわけで、それに対して手を挙げてこようという事業者が出てくる可能性もあるかなと思います。

今回、先ほどの資料の中にありましたが、HP-U XがOSとして乗っているサーバーの上に構築されているシステムということだと思えるのですが、先ほど、クラウドへの移行みたいな話もありました。多分、HP-U X自体も保守期限があと数年で切れると思います。そういう意味では、今のシステムをそのまま使い続ける。いわゆる改修をして使い続けるというのは、恐らく無理な状況になるのではないかと。そうすると、いずれかというか数年後には、電子認証システムそのものの再構築をやらなければいけない可能性が高いかなと。もちろんクラウドにするのか、それとも新しいOSの上に構築するのかということはあると思いますが、そういう状況になってくると、今の既存業者ではない、例えば、ほかの省庁の電子認証システムを作っているところが法務省のシステムに手を挙げてくる可能性も出てくるかなと。

その際に、システムと運用・保守を合わせて調達すれば、もしかすると現業者以外が手を挙げてくる可能性があるのではないかなと思うわけです。そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○篠原課長 非常に示唆に富む御意見を頂きまして、ありがとうございます。

運用・保守と開発を合わせるという視点は貴重な御見解だと思っております。検討させていただきたいと思います。

数年後には、保守期限が切れて、今のシステムの運用がなかなか難しくなってくるだろうという認識を私どもも持っております。それもありまして、リプレースの次期計画を今から立てていくことになろうかと思っております。それを立てる際には、今頂きました業務の分割の単位や、クラウドの中でもいろいろな種類があるようでございます。どれを選択していくのが一番応札希望者を増やし、競争性を高めて契約金額を低めていくのかということになってくるのだろうと思っております。それが、今回のテーマの1つの大きい回答になってくるのだろうなと思っております。

御示唆いただいた件につきまして、いろいろこちらでも検討してまいりたいと思っております。御見解ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○大山専門委員 すみません。今の件で少し聞きたいのですが、いいですかね。

○事務局 大山委員、お願いいたします。

○大山専門委員 クラウドにしたら、その構築と保守・運用を分けることができるとお考えだったのですか。クラウドにするという将来構想をおっしゃっていて。

○篠原課長 すみません。少し音声が入切れてしまったようで、もう一回お願いできますでしょうか。

○大山専門委員 将来、次のステップは、クラウドを使うというお話だと理解してはいたのですが、当然、そうなれば、保守・運用と構築を分離するというのは、そう簡単ではないと……。

○篠原課長 それはもちろんそうだろうと思いますが、政府のデジタル化……。

○大山専門委員 ですから、今の話は、当然やるのだと僕は思っていたのですね。クラウド、イコール業務の分割が、切るところが変わりますから、H a a Sみたいにやるなら別ですけれども、そうではなくてS a a Sをやるのだったらということも出てきますよね。その辺のところは、法務省にとって一番重要なのは、商業登記の情報を持っているところなので、それをサービス形態として証明書にして提供していくというのは、極端なことを言うと外出しもできる業務ではないでしょうか。ですから、そこのところは、もう少し本質のところをちゃんと理解してお考えいただく必要があるかなという印象を受けたので、一言申し上げます。

○篠原課長 ありがとうございます。

まだ、中長期的な話ということで、様々な御意見、今回、デジタル庁も設置されますので、そういったところといろいろ意見交換しながら、このシステムの将来について、これから定めていくのだらうと思っております。

大山委員の話も参考に、クラウドについての問題点もぜひこれから把握していきたいと思っております。

以上です。

○事務局 井熊委員、お願いします。

大山委員、大丈夫でしょうか。

○大山専門委員 はい。結構です。ありがとうございました。遮ってしまってごめんなさい。

○井熊副主査 いえいえ。どうも御説明ありがとうございました。

これは、次のシステム更改はいつなのですか。

○篠原課長 5年後の令和7年を想定しております。

○井熊副主査 ということは、今の契約期間が終わったところでシステム更改になると。

○篠原課長 はい。そういう流れになろうかと思います。

○井熊副主査 なるほど。先ほど、小尾専門委員も言われたように、1点物のシステムで運用管理を第三者やるのは難しいのであれば、当然、そういうものは一体で考えていくというのが普通の考え方ではないかなと思います。もしそういうことであれば、法務省として、次の入札が始まるずっと手前のほうから、今度はそういう形に変えていくのだということをマーケットにアナウンスすべきなのですよ。そして、非常にチャレンジングなプロジェクトが立ち上がるということアナウンスすることによって、民間もそういうものに対応しようとしてくるわけですね。

システムの構築と運用を5年間だと結構な額になりますから、普通に公告して、二、三か月で応札というのだと、多分対応できないのですよね。それは、本当に年単位ぐらいで法務省はこういう方式でやっていくのだということをやることによって、民間事業者が準備を始めて競争性が高められると思います。

なので、そういう発注の仕組みを変えるということと、マーケットとのコミュニケーションをどういうふうにしていくのかという改善を図っていったほうが良いと思いますね。

○篠原課長 ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。

当然、次のリプレースまでの間については、法務省の考えを示した上で、いろいろな業者から提案等を受けて、洗練されたシステムを作っていきたいと思っております。御提言ありがとうございます。

○事務局 ほかに御質問等ある委員は、御発言をお願いできればと思いますが、いらっしゃいますでしょうか。

○関野副主査 関野ですが、よろしいでしょうか。

○事務局 関野委員、よろしく申し上げます。

○関野副主査 すみません。「新規参入の可否」のところで、多大な投資が必要になり、受注ができなかった場合のリスクがあるということですが、一番多大な投資というのは、考えられるのはシステムの設置場所を受託業者が確保することではないかと思われるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○篠原課長 御質問ありがとうございます。

私どももそういう理解しております。なかなかスペースの確保が難しいのではないかと

うことです。

○関野副主査 ということは、次期のことになるかもしれませんが、法務省側で場所を確保して、運用だけやっていただくということはできないのですか。

○篠原課長 機器システムによりということでしょうか。

○関野副主査 はい。

○篠原課長 オンプレという形ではなくて、クラウドという流れに沿うという形になってまいりますと、私どもで自前のデータセンターみたいなものを設けて、そこに業者のシステムを入れるというのは、現時点ではなかなか難しいのではなかろうかなという感触を持っております。

以上です。

○関野副主査 つまり、次期はクラウドなので、そういう制約はなくなるだろうとお考えだということで、そういう流れでいいのですかね。

○篠原課長 おっしゃるとおりでございます。

○関野副主査 はい。分かりました。

○事務局 ほかに。井熊委員、お願いいたします。

○井熊副主査 用地の確保というのは、用地を持っている事業者の有無によって競争性をゆがめてしまうので、競争性を高める場合には、用地の確保を民間に委ねないということも普通は取られているのだと思います。そういう解釈をしていると思います。ですので、もしそこに負担があるのだったら、やはりその点も見直したほうがよろしいかなと思います。

○篠原課長 ありがとうございます。

その辺も少し確認させていただいた上で、もしそういうことであれば、改善の方法を検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○事務局 ほかに御質問等がある委員は、御発言等をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

1点だけコメントなのですが、次のリプレースのときに市場化テストの検討ということもそうですし、また、内閣官房のほうでシステムについて新しい技術的対話の調達方式の試行もされているかと思っておりますので、これまでの方法というよりは、こういった仕

組みを活用するのがいいかということ幅広く御検討いただければと思いました。

以上です。

○篠原課長 ありがとうございます。

政府、各機関の意見等も踏まえて、リプレースの際には検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○事務局 ほかに御意見等ございますか。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本案件についての審議はこれまでとさせていただきます。

浅羽主査、取りまとめをお願いいたします。

○浅羽主査 本日は、御説明いただきましてどうもありがとうございました。

また、長らく時間を待たせてしまいまして、失礼いたしました。

本案件につきましては、平成24年度から当委員会が競争性改善等の要請をしていたところで、それに対しまして、法務省からは公告期間の延長、入札参加資格の要件等の見直しといった自主的な改善にお取り組みいただいたところがございますが、残念ながら、最初に御説明いただきましたとおり、1者応札が継続している状況です。

また、本日、今後もさらなる改善の取組の検討といった御説明も頂いたところでございます。

ただ、これまでも自主的な改善を度々要請しているといったことや、今回の議論等も踏まえまして、今後につきましては、市場化テストの導入につきまして、時期ややり方なども含めた上で御検討いただきたいと思います。

時期につきましては、当然、次のシステムのリプレース等の関係がとても重要になってくるというのは、今回の議論でより鮮明になったところがございます。そうした時期ややり方、どこまでといったこと、あるいは、どこで線を引くかといったスケジュール等も含めて、そうしたやり方なども含めて、市場化テストの導入について御検討いただきたいと思います。

1週間をめどに事務局を通じて小委員会へ御報告いただければ幸いに存じます。そして、御報告いただいた内容を踏まえて、今後の取扱いを判断いたしたいと思っております。

委員の先生方、そのような方針でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽主査 ありがとうございます。

それでは、本日の議論の内容につきましては、私と事務局で調整の上、監理委員会への報告資料として整理をしたいと思います。

整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただければと思います。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

事務局から、確認すべき事項などはございますか。

○事務局 特にありません。

○浅羽主査 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、「電子認証システムに係る運用・保守業務」の審議を終了いたしたいと思います。

法務省の皆様におかれましては、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

(法務省退室)

○浅羽主査 ありがとうございました。

— 了 —